

日本の農産物市場開放と農業の競争力強化への展開

松 尾 仁

1. はじめに

日本は、経済再生、地方創生、メガFTA（自由貿易協定）など、多くの課題を有している。中でも問題となるのが農業である。日本は食料自給率の低下とともに食料輸入の増加が生じている。輸入に依存した食料供給は、世界の食料需給に左右されるため、安定的な食料供給の可能性について不安感がでてくる。

そもそも、近現代の日本の食料供給は、国内生産だけでは賅えていなかった。第二次世界大戦前、戦中は、朝鮮半島、台湾、東南アジアなどから外地米・南京米などといわれるコメが移入されていた。戦後、天候不良による不作に加えて、これらの食料調達先を失った日本は、大変苦しい食料不足に見舞われた。戦後の農業政策は、稲作の強化に成功し、コメを自給できるようになった。ついに日本は、食料輸入を行いながらも食料不足から飽食、過食の時代となり、食生活は豊かなものとなった。

日本は貿易によって経済発展が支えられてきた貿易立国である。輸出を増加させていくためには、自由貿易は不可欠である。しかし、日本農業は、国際競争力が弱いとの認識から貿易交渉において自由化に慎重な姿勢をみせる場合が多い。

一方で、現在の日本の食生活は、非常に豊かになり嗜好に富んだものである。もはや国内生産のみで食生活を実現することは不可能であり、外国産の食料も必要となる。

日本の貿易自由化は外圧により行われる場合がほとんどである。近年では、世界的なFTA（自由貿易協定）/EPA（経済連携協定）の発効増加に伴い、日本もFTA/EPAの発効をしている。その過程で、日本は農産物市場を開放しなければならなくなった。注目を集めていたTPP（環太平洋パートナーシップ）は、アメリカ抜きでTPP 11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）として発効した。

こうした国内外の条件の変化に対応し、日本農業はどのように展開していくべきなのかについて検討したい。

2. 食料供給と農産物保護

(1) 安定的な食料供給の確保

人間が生きていくためには食料が必要不可欠であり、食料獲得のためにさまざまな方法を用いている。文明の発展は、食料の獲得のために始まったといっても過言ではない。そして、食料の安定供給は、国民の生存権に係わる問題であり、国家の責務である。歴史的にみて、多数の飢饉が発生しており、安定的な食料獲得は容易ではない。現代においても、それは同様であり、特に戦後の食料不足は、日本にとって大きな危機であった。

戦前、戦中においても食料を海外に依存していたが、終戦直後の日本の生活は、アメリカからの食料援助などで維持されてきた。戦後復興期を経て日本の生活は回復したが、アメリカから食料輸入は続いた。それは、アメリカの相互安全保障法 (MSA)、農産物貿易促進法 (PL 480) により、アメリカの余剰農産物の輸出を日本が引き受けたからである。さらに、1961年の農業基本法では、農業生産の選択的拡大政策がとられ、需要が伸びる農作物については生産の増加が行われ、需要の低下や海外農産物との競合関係にあるものは生産が低下した。これは、野菜、果実、畜産物の振興のことであり、コメは引き続き増産がなされたが、その他の土地利用型の農産物である麦や飼料などの生産は低下していった。

そして、高度経済成長を通じて生活が安定してきたところに1970年代の世界的な食料危機が生じた。これによって、食料安全保障が注目されるようになった。

食料安全保障とは、「すべての人が常に、活動的で健康な生活のために必要な食事と嗜好を満たすための、十分かつ安全で栄養に富む食料を入手する物理的・社会的および経済的手段を持っている場合に存在する状況」である。食料安全保障には、食料に対して4つの側面があり、供給、アクセス、利用、長期的な安定性が求められる。

食料供給にはリスクがあり、海外におけるリスク、国内におけるリスクがある²。大規模自然災害や異常気象などは国内外に共通したリスクであるが、輸出国の政情不安、テロ、輸出国における輸出規制、為替変動などは、貿易特有のリスクである。日本のように多くの食料を海外に依存している場合、国際情勢に変化があったとしても、輸入相手国の変更は容易ではない。こうしたことから、いかに国内外のリスクを回避し、食料供給を確保するかが重要となる。

そこで、日本の食料安全保障の考え方(食料・農業・農村基本法)は、国内の農業生産の増加を基本として、輸入と備蓄で食料の安定供給を図ろうとしている。海外でのリスクは、たびたび起こり、食料輸入国に不安を与える。そのため、食料安全保障は、不測の事態に備えた量的な確保を中心としている。

(2) 日本の農産物保護

戦後、世界貿易は、GATTを中心として自由化が進められ、日本はGATT加盟以降、段階的に農産物の自由化を図ってきた。1985年のプラザ合意による円高は、日本経済に大きな変革を

もたらし、国際的な価格競争力が低下した。野菜、果実、畜産物などを含めて農産物輸入の増加につながった。

日本農政は、コメの保護を死守してきたが、WTO 発足で、ミニマム・アクセスによりコメの輸入をすることになり、続いてコメの国境措置が関税化された。WTO は、関税以外の国境措置は認められておらず、関税も削減の方向にある。そのため、日本の農産物市場は WTO 発足時点で、開放を進めていかなければならなかった。しかし、日本は食料安全保障や農業の多面的機能を理由に農業保護を続けてきた。

農業の多面的機能とは、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」³である。確かに農業の多面的機能は重要であるのかもしれない。しかし、国際的にみて、これを理由に農業保護を続けるのは難しくなっている。

そもそも、農業保護は高い農産物価格を消費者が負担することであり、農業が他の産業に依存していることを意味する⁴。表 1 は農業保護率を示したものである。

表 1 にあるように日本の農業保護率は高いが、FTA/EPA の増加に伴う関税撤廃などの影響を受け、保護率は低下してきている。しかし、現在においても日本は、OECD 計や EU 28 と比べても高い保護率である。日本以外にも農業保護率が高い国もあるが、世界的な傾向からみて、食料安全保障や農業の多面的機能を理由に農業保護を続けることは困難であると考えべきであろう。

現在、食料の約 6 割（供給熱量ベース）を海外に依存しているということは、農地を海外に依存していることになる。輸入農産物の生産に必要な海外の農地面積は 1,080 万 ha と試算されており、国内農地面積の 454 万 ha の約 2.4 倍にもなる⁵。耕作放棄地を活用したとしても日本農業は食料供給を十分に満たすことはできない。つまり、日本の食生活は食料輸入を前提にしている。日本農業は、輸入に依存しながら国内生産を行うことになる。

表 1 農業保護率 (Producer Support Estimate (PSE))

	2000	2005	2010	2015	2016
オーストラリア	3.7	3.6	3.0	1.8	2.0
日本	59.7	53.8	54.1	44.1	48.0
韓国	66.1	59.6	44.6	50.8	49.2
ニュージーランド	0.3	1.4	0.6	0.6	0.9
スイス	67.2	63.8	46.0	59.0	58.2
アメリカ	22.7	15.0	8.6	9.6	8.7
EU28	33.2	31.2	20.3	19.1	21.0
OECD計	32.9	27.6	19.9	17.9	18.8
ブラジル	7.1	7.7	6.4	2.6	4.9
中国	3.7	7.7	12.3	15.7	14.5

(出所) OECD.Stat, *Monitoring and evaluation* より作成。

3. メガFTAへの展開

第二次大戦以降、GATT/WTO体制の下で貿易自由化が進められてきた。自由貿易により世界全体の経済厚生が上昇するのは比較優位の原理にみることができる。しかしながら、貿易自由化は、世界各国の利害関係により容易には進まない。なぜなら、経済の成長は、成長産業と衰退産業が発生する。戦後の日本においても自動車産業や電気機器産業は発展したが、繊維産業や石炭産業や農業は衰退した。衰退産業の経済資源は成長産業に移行する。一方で、衰退産業は、かつては栄えていたため政治的な力を持ち、多くの規制があり、産業構造の調整は容易に達成できない。そこで、規制緩和や構造改革を時代の流れとともに進めていかなければならない⁶。

WTOでは、自由化が進まないのが現状である。そこで、WTOの補完としてFTA/EPAが注目され進展している。2019年2月時点で、日本のFTA/EPAの発効済・署名済は18になった。FTA/EPAがWTOの補完であるか否かについては、FTA/EPAが域内だけでの貿易の進展となり、世界貿易の自由化を阻害するという危惧とFTA/EPAが広がり世界全体の自由貿易が進展するという考えがある。現在は、二国間のFTA/EPAはもとより、TPPをはじめ、TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）など、さまざまなFTA/EPAの展開が検討されている。このように世界貿易体制は、メガFTA時代に突入しているため、世界全体の自由貿易が進みだしている。

FTA/EPAの中で、特に注目されているのがTPPである。日本は2013年にTPP交渉に参加し、2015年に大筋合意となった。ところが、TPPは、アメリカが主導していたが、ドナルド・トランプが大統領就任したことで、アメリカはTPPから離脱することになった。米国第一主義という保護主義の台頭である。2017年1月のアメリカのTPP離脱は、TPPを頓挫させるかのようであったが、アメリカ抜きで、TPP 11協定として2018年12月に発効した⁷。

TPP交渉は、当初から日本農業の衰退が危惧されていた。戦後のさまざまな貿易交渉の結果、段階的に農産物の市場開放は進んでいる。しかし、表2にあるように、日本は、多くの国境措置を残し、コメや麦などで現行の国家貿易制度の維持を獲得しており、牛肉や豚肉では長期の関税撤廃期間を確保している。また、TPP 11の影響については、多くの品目で、「見込み難い」または「限定的」と考えられており⁸、急激な変化は起きないものとされている。

現在の日本のFTA/EPA交渉においては、現行制度の維持や関税撤廃期間は長期となっている。また、メガFTAである日EU・FTAは、2019年2月に発効し、TPP 11と同様に多くの国境措置を残している。

しかし、これらは一時的なもので、最終的には、FTA/EPAの発効の増加は農産物市場の開放を迫られる形となる。さらに、メガFTAの進展は、農産物の関税が引き下げられ、農産物輸入は次第に増加するものと思われる。

TPPから離脱したアメリカは二国間交渉を進める方向である。そのため、日米FTAとなった

表2 TPP 11の主な農産物の合意内容

		現在の関税率	合意内容
コメ		一次税率無税+マークアップ 二次税率 341 円/kg	・現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (341 円/kg) ・その上で、既存の WTO 枠 (77 万玄米トン) の外に、米国【不適用】・豪州に対して、SBS 方式の国別枠を設定。
麦	小麦	一次税率無税+マークアップ 二次税率 55 円/kg	・現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (55 円/kg) ・既存の WTO 枠に加え、米国 (15 万トン (7 年目以降))【不適用】、カナダ (5.3 万トン (同))、豪州 (5 万トン (同)) に国別枠を設定。 ・マークアップを 9 年目までに 45% 削減。
	大麦	一次税率無税+マークアップ 二次税率 39 円/kg	・現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (39 円/kg) を維持。 ・既存の WTO 枠に加え、TPP 枠 (6.5 万トン (9 年目)) を設定。 ・マークアップを 9 年目までに 45% 削減。
牛肉		38.5%	・16 年目に最終税率を 9% とし、関税撤廃を回避。 ・16 年目までという長期の関税削減期間を確保。 ・輸入急増に対するセーフガードを措置。 (関税が 9% となる 16 年目以降、4 年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了。16 年目の発動基準数量は 73.8 万トン)
豚肉		(差額関税制度) ・524 円/kg<輸入価格の場合: 4.3% ・524 円/kg≥輸入価格の場合: 546.53 円/kg と輸入価格の差額 ・64.53 円/kg≥輸入価格の場合: 482 円/kg	・差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格 (524 円/kg) を維持。 ・10 年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税 50 円/kg は近年の平均課税額 23 円/kg の約 2 倍に相当し、従価税 (4.3%) は撤廃)。 ・11 年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。 (11 年目の発動基準数量は 15 万トン)
鶏肉	鶏肉	8.5%, 11.9%	・基本的には、段階的に 11 年目に関税撤廃。 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉 (丸鶏及び骨付きも肉を除く。) については、段階的に 6 年目に関税撤廃。
	鶏肉調製品	6%, 21.3%	・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に 11 年目に関税撤廃。 ・その他のものについては、段階的に 6 年目に関税撤廃 (発効時に 20% 削減)。
牛乳乳製品	脱脂粉乳	25%, 35%+マークアップ	・脱脂粉乳、バターについて、国家貿易制度を維持した上で、TPP 枠 (民間貿易関税割当枠) を設定。 ・TPP 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設定 (生乳換算 7 万トン)。
	バター	35%+マークアップ	
	ホエイ	25%, 35%+マークアップ	・脱脂粉乳 (たんぱく質含有量 34%) と競合する可能性が高いホエイ (たんぱく質含有量 25-45%) について、最も長い 21 年目までの関税撤廃期間を確保。 ・セーフガードを措置し、20 年目のセーフガード発動数量は 1.6 万トンに設定。
	チーズ	29.8%, 40% 等	・日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 ・ブルーチーズについては、11 年目までに関税 50% 削減。 ・主に原料として使われる熟成ハード系チーズ (チェダー、ゴーダ等) やクリームチーズ (乳脂肪 45% 未満)、粉チーズ (ナチュラル、プロセス)、シュレッドチーズについては、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保 (段階的に 16 年目に撤廃)。
砂糖	粗糖・精製糖等	71.8 円/kg (粗糖) 103.1 円/kg (精製糖)	・現行の糖価調整制度を維持。 ・高糖度 (糖度 98.5 度以上 99.3 度未満) の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 ・新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入 (粗糖・精製糖で 500 トン) を認める。
	加糖調製品	29.8% (加糖ココア粉) 10.0% (チョコレート菓子) 等	・品目ごとに TPP 枠を設定 (計 6.2 万トン (当初)→9.6 万トン (品目ごとに 6~11 年目以降))。

(出所) 農林水産省 (2017) 「TPP 11 における品目ごとの農林水産物への影響について」による。

場合、TPP以上の関税撤廃を日本は迫られる可能性がある。従来の農業保護は不可能になってきている。日本農政は、農業の成長産業化を図らなければならず、攻めの農林水産業へと転換しなければならぬ。

4. 農業競争力強化の必要性

(1) 日本農業の方向性

農業は、農家の規模や価格競争力により国際的な軋轢が生じる。それは、農業は、国土の広さや気候風土に大きく影響を受け、経済の発展段階にも影響を受ける。そのため、農業は一様ではなく世界各国でさまざまな生産が行われている。大泉（2014）は、農業を3つの型に分類しており、①開発途上国型農業、②新大陸先進国型農業、③成熟先進国型農業、としている⁹。

開発途上国型農業は、自国民の飢餓などの食料事情改善のために農産物の増産を目的としたものである。人間の生命の維持に食料は必要であるため、食料生産は必要不可欠である。開発途上国型農業は、人類にとって基本的な役割を担っている。新大陸先進国型農業は、アメリカ、オーストラリア、カナダのことで、広大な農地の利用により、高い労働生産性を実現し、輸出を目的としている。成熟先進国型農業は、ヨーロッパ諸国の農業であり、付加価値が高く、市場開拓・商品開拓を目的とした農業である。

日本農業は、国土面積の関係で、新大陸先進国型農業の実現は不可能である。日本は、戦後に食料不足があったものの、輸入を通じて現代においては食料不足から脱しており、開発途上国型農業でもない。現在、日本農業が衰退するなかで、日本が目指す農業は、成熟先進国型であろう。オランダのフードバレーやスマート農業などのように高い技術を用いた農業は、日本が進むべき方向である。

(2) 競争力強化による農産物輸出と政府の役割

FTA/EPAの進展は、日本のTPP交渉参加、そして、TPP11の発効となり、国境措置による保護政策が維持できなくなった。そのため、農業の成長産業化が求められ、農業の競争力を強化する必要がある。TPPに対応する形で、保護から攻めの農政へと転換が図られ、農業政策を産業政策のように実施していこうとしている。

2013年に農林水産業・地域の活力創造本部が設置され、2016年に「農業競争力強化プログラム」が策定された。農業競争力強化プログラムは、農業の成長産業化を進めるために生産者の努力だけでは対応できないことについて、次の13項目の環境整備を進めていく。それは、1.生産資材価格の引下げ、2.流通・加工の構造改革、3.人材力の強化、4.戦略的輸出体制の整備、5.原料原産地表示の導入、6.チェックオフ（生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用）の導入、7.収入保険制度の導入、8.土地改良制度の見直し、9.農村の就業構造の改善、10.飼料用米の推進、11.肉用牛・酪農の生産基盤強化、12.配合飼料価格安定制度の安定運営、13.生乳の改革、となっている¹⁰。

農業は自然を相手にしているため、収入が一定しない。そこで、収入保険制度の導入は大きな役割を果たすであろう。また、農業の後継者問題は、収入面で生じることも多く、この改善にもつながる。日本農業は岩盤規制といわれるほどさまざまな規制があり改革が進まない分野でもある。そのため、生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革などの改革は、日本農業の競争力を向上させる。

TPP への対応も行われており、2019 年 2 月の「総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」では、強い農林水産業の構築（体質強化対策）として、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、国際競争力のある産地イノベーションの促進、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓、合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、などを推進し、日本農業の競争力の強化を目指している¹¹。日本農業は、国際競争力が弱く、収入面も脆弱であるため、これを改善していくことで、TPP による農産物市場の開放に対応した農業の活性化が図られる。

また、世界的な日本食の関心の高まりから、日本の農産物輸出の可能性が高くなってきている。このことから、戦略的輸出体制の整備は不可欠である。2020 年には、日本の農産物輸出を 1 兆円にすると掲げ、2018 年の農産物輸出は 9,068 億円であった¹²。農産物輸出は順調に推移しており、1 兆円達成目標は前倒しとなり、2019 年に目標達成見込みである¹³。

日本は農産物輸出の促進として、「農林水産業の輸出競争力強化戦略」にて、事業者に対して農林水産物・食品の輸出を視野に入れさせ、事業者の意欲を支援している。これは、従来の日本農業は輸出を目的とせず、国内市場向けであったことから、事業者に対する農産物輸出への意欲作りとなる。

確かに日本食ブームや日本の食品の高い品質などから日本の農産物輸出は増加している。優れた農産物や食品の生産は、農家や食品関連企業の努力である。しかし、企業努力だけでは解決できない問題がある。相手国の情報提供やプロモーション活動も政府として役割を果たすが、日本と相手国の各種規制とのすり合わせが政府の大きな役割となる。

農産物輸出を行うためには、残留農薬や検疫など相手国が定めた基準に従わなければならない。そこで、日本政府は、農林水産業の輸出力強化戦略、農林水産物輸出インフラ整備プログラムにより農産物輸出の促進の支援をしている。日本政府は、相手国政府と検疫条件などの協議を進め、輸出可能とするよう努めている。たとえば、2017 年にアメリカ向けの柿の輸出が解禁され、2018 年にオーストラリア向けでは、臭化メチルくん蒸¹⁴に代わる検疫措置で柿の輸出が解禁となった。また、牛肉では、2017 年に台湾、マレーシア向けが解禁となった¹⁵。

不測の事態が起き、日本の農産物に対して相手国政府の規制が生じる場合がある。たとえば、2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災に伴う福島第一原発事故である。原発事故により輸入規制を設けた国・地域は 54 であったが、日本政府が相手国に働きかけ、30 の国・地域で撤廃

となった¹⁶。

事業者が輸出しやすい環境の整備は、輸出促進に対して政府の重要な役割である。世界の食市場は、2009年の340兆円から2020年に680億円に拡大すると考えられている¹⁷。これを活用することにより日本農業の活性化につながる。

5. おわりに

日本の貿易交渉において、農業が常に問題となる。それは、日本農業の国際競争力が弱く、農産物貿易の自由化のすべてを受け入れれば、日本農業の衰退は加速するからである。比較優位の原理に従えば、日本農業は比較劣位産業であり、衰退していくのが当然の過程である。しかし、農業は、食料安全保障をはじめとして、さまざまな観点から消滅させることはできない。そこで、日本農業を残すために国境措置を用いて保護し続けてきた。それもFTA/EPAの増加で保護を継続することは不可能になった。そこで、新たな対策として、日本農業の競争力を強化し成長産業へ転換させていくことである。競争力の向上は、日本の農産物輸出につながり、日本農業の再生となる。つまり、日本農業は、保護主義的な政策よりもグローバル化と整合性のとれた農業政策や貿易政策に基づいた農業を実現していくべきである。

注

- 1 FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO (2017), *The State of Food Security and Nutrition in the World 2017*, p.2. ((公社)国際農林業協働協会 (JAICAF) 訳 (2017)『世界の食料安全保障と栄養の現状』107ページ。)
- 2 農林水産省 (2017)「食料供給に係るリスクの分析・評価の結果 (平成28年度)」。

海外におけるリスク	国内におけるリスク
○一時的・短期的に発生するリスク	
生産面	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や異常気象 ・家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 ・食品の安全に関する事件・事故 	
流通面	流通面
<ul style="list-style-type: none"> ・港湾等での輸送障害 ・輸出国の政情不安、テロ ・輸出国における輸出規制 ・為替変動 ・石油等の燃料の供給不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等のサプライチェーンの寸断
○既に顕在化しつつあるリスク	
生産面	
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等の気候変動 	
生産面	
<ul style="list-style-type: none"> ・肥料 (養殖用飼料) 需給のひっ迫 ・遺伝資源の入手困難 ・水需給のひっ迫 ・単収の伸び率の鈍化 ・水産資源の変動 	
需要面	
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に伴う食料需要増加 ・バイオ燃料向け需要の増加 ・新興国との輸入の競合 	

(出所) 同上書による。

- 3 「食料・農業・農村基本法」第三条。
- 4 山下一仁 (2018) 「日本農業を壊すのは自由貿易ではない」『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第 84 巻, 第 3 号, 172 ページ。
- 5 農林水産省 (2017) 『食料・農業・農村白書』74 ページ。
- 6 21 世紀政策研究所編 (2017) 『2025 年 日本の農業ビジネス』講談社, 178~183 ページ。
- 7 TPP 11 の参加国は, カナダ, メキシコ, ペルー, チリ, オーストラリア, ニュージーランド, シンガポール, マレーシア, ベトナム, ブルネイ, 日本である。
- 8 農林水産省 (2017) 「TPP 11 における品目ごとの農林水産物への影響について」。
- 9 大泉一貫 (2014) 『希望の日本農業論』NHK 出版, 60~64 ページ。
- 10 農林水産省 (2016) 「農業競争力強化プログラム (概要)」。
- 11 農林水産省 (2019) 「総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」。
- 12 農林水産省 (2019) 「農林水産物・食品の輸出実績 農林水産物・食品輸出額 平成 31 年 (速報値)」。
- 13 確かに日本食ブームは日本の食品の増加につながるが, 味噌や醤油などは, 輸入大豆を用いて, 製品化され輸出されているので, 日本農業のすべてにおいて振興にはつながっていない (『日本農業新聞』2018 年 9 月 5 日)。
- 14 カキノヘタムシガに対する措置のひとつ (農林水産省植物検疫所 (2018) 「オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領」)。
- 15 農林水産省 (2018) 『食料・農業・農村白書』54~55 ページ。
- 16 農林水産省食料産業局輸出促進課 (2018) 「農林水産物・食品の輸出促進について」。

規制措置の内容 (国・地域数)		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃 (30)		カナダ, ミャンマー, セルビア, チリ, メキシコ, ペルー, ギニア, ニュージーランド, コロンビア, マレーシア, エクアドル, ベトナム, イラク, 豪州, タイ, ボリビア, インド, クウェート, ネパール, イラン, モーリシャス, カタール, ウクライナ, パキスタン, サウジアラビア, アルゼンチン, トルコ, ニューカレドニア, ブラジル, オマーン
事故後の輸入規制を継続 (24)	一部都県等を対象に輸入停止 (8)	香港, 中国, 台湾, 韓国, シンガポール, マカオ, 米国, フィリピン
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 (15)	インドネシア, ブルネイ, 仏領ポリネシア, アラブ首長国連邦, エジプト, パーレーン, レバノン, コンゴ民主共和国, モロッコ, EU (加盟国 28 か国を 1 地域とカウント), EFTA (アイスランド, ノルウェー, スイス, リヒテンシュタイン), ロシア
	自国での検査強化 (1)	イスラエル

(出所) 同上書による。

- 17 農林水産省・地域の活力創造本部 (2016) 「農林水産物の輸出強化戦略」。

参考文献

- 荒木一視 (2014) 「食料の安定供給と地理学—その海外依存の学史的検討—」『E-journal GEO』日本地理学会, 9 巻, 2 号, 239~267 ページ。
- 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編 (2016) 『メガ FTA と世界経済秩序—ポスト TPP の課題』勁草書房。
- 磯田宏 (2017) 「『農業競争力強化』の本質と狙いをどう読み解くか」『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第 83 巻, 第 10 号, 30~41 ページ。
- 磯田宏 (2018) 「グローバリゼーションをめぐる国際動向と日本のメガ FTA/EPA 路線の意味」『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第 84 巻, 第 3 号, 147~159 ページ。
- 今久保幸生 (2009) 「日本の農産物貿易と食料安全保障」『公共空間』秋号, 1~4 ページ。
- 植田展大 (2018) 「農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題」『農林金融』農林中金総合研究所, 第 71 巻, 第 1 号 (通巻 863 号), 1 月, 27~41 ページ。
- 植田展大 (2019) 「農業競争力強化を目的とした農業政策と高まりつつある地域の役割」『農林金融』農林中金総合研究所, 第 72 巻, 第 1 号 (通巻 875 号), 1 月, 31~48 ページ。
- 馬田啓一・木村福成編 (2014) 『通商政策の論点—世界貿易の潮流を読む—』文眞堂。

- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成 (2016) 『TPPの期待と課題—アジア太平洋の新通商秩序—』文眞堂。
- 浦田秀次郎 (2018) 「保護主義の台頭と日本の対応」『世界経済評論』国際貿易投資研究所, 9月10月号 (通巻698号) vol.62, No.5, 13~22ページ。
- 大賀圭治 (2014) 「食料安全保障とはなにか—日本と世界の食料安全保障—」『システム農学』システム農学会, 30巻, 1号, 19~25ページ。
- 大泉一貫 (2014) 『希望の日本農業論』NHK出版。
- 外務省経済局経済安全保障課 (2018) 「日本と世界の食料安全保障」。
- 木南莉莉 (2011) 『北東アジアの食料安全保障と産業クラスター』農林統計出版。
- 木南莉莉 (2018) 『改訂 国際フードシステム論』農林統計出版。
- 工藤昭彦 (2016) 『現代農業考—「農」受容と社会の輪郭—』創森社。
- 経済産業省編 (各年版) 『通商白書』。
- 菅原淳一 (2018) 「CPTPPの戦略的意義と概要」『世界経済評論』国際貿易投資研究所, 9月10月号 (通巻698号) vol.62, No.5, 23~31ページ。
- 清水徹朗 (2018) 「TPP 11と日EUEPAの動向と今後の見通し—批准・発効の可能性と日本農業への影響—」『農林金融』農林中金総合研究所, 第71巻, 第2号 (通巻864号), 2月, 50~60ページ。
- 下渡敏治 (2018) 『日本の産地と輸出促進—日本産農産物・食品のグローバル市場への挑戦—』筑波書房。
- 生源寺眞一 (2014) 『農業と人間 食と農の未来を考える』岩波書店。
- 生源寺眞一 (2017) 『農業と農政の視野/完—論理力の力と歴史の重み—』農林統計出版。
- 谷口信和・安藤光義編 (2016) 『基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか—日本農業・農政の大転換—』農林統計協会。
- 谷口信和 (2017) 「アベノミクス農政の黄昏—官邸主導型から官邸専決型へ—」『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第83巻, 第10号, 42~59ページ。
- 谷口信和・服部信司 (2018) 『米離脱後TPP 11と官邸主導型「農政改革」—各品目への影響と対策「農協改革」の行方—』農林統計協会。
- 21世紀政策研究所編 (2017) 『2025年 日本の農業ビジネス』講談社。
- 『日本農業新聞』2018年9月5日。
- 日本貿易振興機構 (各年版) 『ジェトロ世界貿易投資報告』日本貿易振興機構。
- 農林水産省 (2016) 「農業競争力強化プログラム (概要)」。
- 農林水産省 (2017) 「食料供給に係るリスクの分析・評価の結果 (平成28年度)」。
- 農林水産省 (2017) 「TPP 11における品目ごとの農林水産物への影響について」。
- 農林水産省 (2017) 「日EU・EPAにおける農林水産物の交渉結果概要① (EUからの輸入)」。
- 農林水産省 (2019) 「総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」。
- 農林水産省植物検疫所 (2018) 「オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領」。
- 農林水産省食料産業局輸出促進課 (2018) 「農林水産物・食品の輸出促進について」。
- 農林水産省 (各年版) 『食料・農業・農村白書』。
- 農林水産省・地域の活力創造本部 (2016) 「農林水産物の輸出強化戦略」。
- 八田達夫・公益財団法人NIRA総合研究開発機構 (2018) 『地方創世のための構造改革—独自の優位性を生かす戦略を—』時事通信社。
- 林正徳・弦間正彦編 (2015) 『「ポスト貿易自由化」時代の貿易ルール—その枠組みと影響分析—』農林統計出版。
- 平澤明彦 (2017) 「日本における食料安全保障政策の形成—食料情勢および農政の展開と関わり—」『農林金融』農林中金総合研究所, 第70巻, 第8号 (通巻858号) 8月, 2~24ページ。
- 藤田武弘・内藤重之・細野賢治・岸上光克編 (2018) 『現代の食料・農業・農村を考える』ミネルヴァ書房。
- 増田忠義 (2018) 「EPAの広がり」と日本の農産物輸出入『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第84巻, 第3号, 16~23ページ。
- 山下一仁 (2018) 「日本農業を壊すのは自由貿易ではない」『農業と経済』昭和堂, 臨時増刊号, 第84巻,

第3号, 169~176 ページ。

FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO (2017), *The State of Food Security and Nutrition in the World 2017*.

((公社) 国際農林業協働協会 (JAICAF) 訳 (2017) 『世界の食料安全保障と栄養の現状』。)

OECD.Stat, *Monitoring and evaluation*.